



新潟青陵幼稚園だより

令和4年度
12月号
11月25日

子どもの権利に関する法令と青陵幼稚園の教育

園長 太田 伸男

1994年に日本政府が「子どもの権利条約」を批准してから、26年が経ちました。そこでは、子どもの「①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利」を尊重しなければならないと規定されていました。しかし、児童虐待の相談対応件数は年々増加し、子どもの貧困やヤングケアラーなどの問題も表面化するようになってきました。

新潟市では、昨年12月に「新潟市子ども条例」を制定し、この4月から施行しています。また、今年の6月15日に国会で「子ども基本法」が可決され、来年4月に公布されます。これにより、憲法>法律>条例という子どもの権利に関する法体系が整備されました。

「新潟市子ども条例」の目的は、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することです。基本理念は、次のようになっています。

子どもは一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利（子どもの権利）として有しています。

- 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に伝えてもらうこと。
- 自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。

新潟青陵幼稚園の教育方針は、この基本理念と同じです。子どもたちは、自然豊かな園庭や天然素材を使用した園舎で、他の園児や職員と関わって生活しています。保育者は、子どもたちを一人の人間として尊重しています。思いや願いを丸ごと受け止め、寄り添い、支えています。当園は、子どもの権利を守る教育施設です。

また、同条例では、家庭や学びや育ちの施設の責務について、次のように規定しています。

〔保護者〕

- 子どもの生活環境を確保し、子どもの立場に立って、思いや願いを受け止める。
- 虐待や体罰を行ってはならない。 など

〔学校や幼稚園など〕

- 子どもが遊び又は学ぶための環境整備に努める。
- 虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、救済及び回復に努める。 など



11月は、「こどもの権利月間」・「児童虐待防止推進月間」でした。当園では、これからも環境整備に努め、体罰や虐待防止に努めてまいります。ご家庭と連携し、園児たちが豊かな子ども期を過ごせることを願っています。ご理解と協力をよろしくお願いいたします。

12月の予定 給食：○全園児 ★星の子

日	曜	給食	降園時間	行 事
1	木	○	14:30	
2	金	○	14:30	
3	土	/	/	
4	日	/	/	
5	月	○	14:30	
6	火	○	14:30	
7	水	★	11:30	誕生会です。12月生まれの保護者の方、一緒にお祝いしましょう。
8	木	○	14:30	
9	金	○	14:30	
10	土	/	/	
11	日	/	/	
12	月	○	14:30	
13	火	○	14:30	
14	水	○	14:30	
15	木	○	14:30	
16	金	○	14:30	
17	土	/	/	アドヴェントの庭。詳細はクラスのお便りをご覧ください。
18	日	/	/	
19	月	○	/	
20	火	★	11:30	個人懇談です。詳細はクラスのお便りをご覧ください。
21	水	★	11:30	個人懇談です。
22	木	★	11:30	個人懇談です。
23	金	★	11:30	第2学期終業式です。星の子は行います。
24	土	/	/	星の子は行います。
25	日	/	/	
26	月	★	/	星の子は行います。
27	火	★	/	//
28	水	★	/	//
29	木	/	/	冬季休業
30	金	/	/	//
31	土	/	/	//